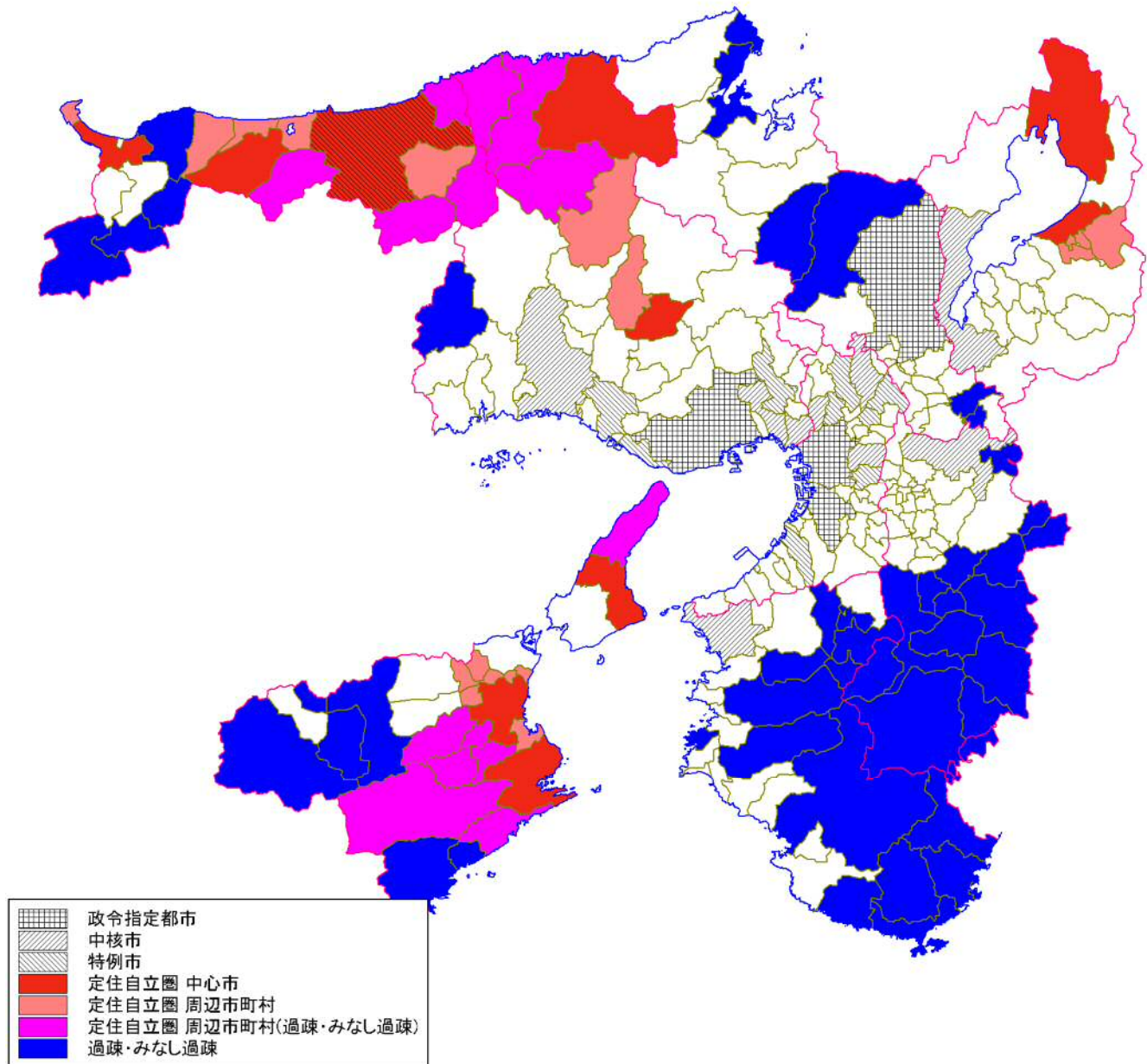


関西における都市及び過疎地域の地図

国土地理院承認 平14総複 第149号



(注) 自治体の区分及び定住自立圏は平成 25 年 4 月 1 日現在。地図画像は「白地図 KenMap」の地図画像を編集している。

- ※1 過疎地域とは、過疎地域自立促進特別措置法において人口減少・財政力指数等の要件により設定された団体。また、いわゆる「みなし過疎」とは、合併により過疎地域の要件から外れたものの、合併前の過疎地域が人口または面積において一定の割合を占め、かつ人口減少・財政力指数等により引き続き過疎地域とみなされた団体。
- ※2 合併により区域の一部が過疎地域となっている団体（いわゆる「一部過疎」）は考慮していない。